

平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成24年度決算における男鹿市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

この法律では、地理的条件などにより財政運営が極めて多様化している地方自治体が、複雑かつ多様な住民の要請に応え適切に機能を果たすために、自らの財政運営を常に分析することで、財政破綻を未然に防止し、財政運営の健全性を確保することを目的としています。

地方公共団体は、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの健全化判断比率と、公営企業会計ごとに資金不足比率を算定し、毎年度監査委員の審査を受け、議会に報告し、公表することが義務付けられています。

なお、4つの健全化判断比率のいずれか一つでも国が定める早期健全化基準を超えた場合には「財政健全化計画」を、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれか一つでも国で定める財政再生基準を超えた場合には「財政再生計画」を策定し、財政健全化に取り組むこととなります。

また、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、経営健全化に向けて取り組むこととなります。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

| 区 分 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 平成24年度 | — | — | 13.8 | 135.0 |
| 平成23年度 | — | — | 14.2 | 136.2 |
| 増 減 | — | — | △ 0.4 | △ 1.2 |
| 早期健全化基準 | 13.19 | 18.19 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は経過措置となっている。
平成21年度決算まで 40.00%
平成22年度決算 35.00%
平成23年度決算 30.00%

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示しています。

■ 資金不足比率

(単位：%)

| 区 分 | みなと市民病院事業会計 | 上水道事業会計 | ガス事業会計 | 下水道事業特別会計 | 農業集落排水事業特別会計 | 漁業集落排水事業特別会計 |
|---------|-------------|---------|--------|-----------|--------------|--------------|
| 平成24年度 | 6.4 | — | — | — | — | — |
| 平成23年度 | 9.4 | — | — | — | — | — |
| 増 減 | △ 3.0 | — | — | — | — | — |
| 経営健全化基準 | 20.0 | | | | | |

※ 資金不足額がない場合は、「—」で表示しています。

■ 比率の特徴

- ・ 実質公債費比率は、分子の当該年度における元利償還金が減少したことにより、24年度の単年度比率では 1.6ポイント改善し、3カ年平均は0.4ポイント改善した。
- ・ 将来負担比率は、公営企業債等繰入見込額の減少などにより、1.2ポイント改善した。
- ・ 男鹿みなと市民病院事業会計で生じている資金不足比率は、固定負債の減少、医業収益の増加により、3.0ポイント改善した。

■ 財政指標の算定方法

① 実質赤字比率

地方公共団体が自由に使いみちを決めることができる地方税や地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額(歳入歳出の差し引き額から翌年度繰越額等を除いた額)}}{\text{標準財政規模(市税、普通交付税、臨時財政対策債、地方譲与税等)}}$$

※ 標準財政規模とは、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要となる地方税や普通交付税などの、通常、経常的に収入する一般財源の規模を示す指標をいいます。

② 連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の黒字や赤字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額} + \text{公営企業会計等資金不足額}}{\text{標準財政規模(市税、普通交付税、臨時財政対策債、地方譲与税等)}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計で借入している地方債の元利償還金のほか、公営企業会計や一部事務組合で借入している地方債の元利償還金の財源とした一般会計から繰入金、公債費に準ずる債務負担行為に係るものを加算し、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模と比較し、一般会計の資金繰りの程度を示す比率です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

※ 準元利償還金とは、公営企業会計や一部事務組合で借入している地方債の元利償還金の財源とした一般会計からの繰入金や公債費に準ずる債務負担行為に係るものをいいます。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点(年度末)での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担見込額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{交付税算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

将来負担見込額とは、

- ・ 一般会計等の決算年度における年度末の地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・ 一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額
- ・ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等からの負担見込額
- ・ 設立法人の負債額等見込額

⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示す比率です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{公営企業の資金不足(赤字)額}}{\text{事業の規模(営業収益など)}}$$